

『一般建築物石綿含有建材調査者講習』のご案内

京都労働局登録京石第1号
登録有効期限 2026年10月27日
公益社団法人京都労働基準協会

石綿は、その吸引により肺がん、中皮腫等の重篤な健康障害を引き起こすおそれがあることから、石綿障害予防規則により石綿ばく露防止のための措置が義務付けられています。

これらの措置の一つとして、建築物等の解体・改修工事前に石綿の使用の有無の調査を行うことが定められていますが、令和5年10月からは、事前調査を行うものは一定の資格が必要となりました。

この講習は、上記事前調査を行うために必要な資格を付与するための講習です。

■講習日時 2024年 2月 20日(火) 10:00~17:30 (※受付 9:30~)
21日(水) 9:30~17:20 ※修了考査を含む

※遅刻、早退、欠席、一部欠講の場合は修了試験の受験ができませんのでご注意ください。

■受付開始日時 2023年12月20日(水) 10:00~受付開始

■講習場所 京都経済センター(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地)
※有料駐車場(バイク不可)がありますが、数に限りがありますので公共交通機関をご利用ください。

■講習種別 一般建築物石綿含有建材調査者講習
■受講資格 この講習受講には一定の資格が必要です。裏面の一覧表をご覧ください。
■受講料等 受講料金 44,000円(税込み)
テキスト代金 5,280円(税込み)
合計 49,280円(税込み)

※講義に使用するテキストは、中央労働災害防止協会発行の「石綿含有建材調査者テキスト 一般建築物・一戸建て等用(第2版)」です。
テキストを購入される方には、受講が決定し、入金を確認した後、テキストを送付いたします。
(事前学習にご活用ください。)

■定員 100名(定員になり次第締め切ります。)
■申込方法 次のいずれかによりお申込みください。
(窓口来所による申込は御遠慮いただいております。)
・Webから 京都労働基準協会ホームページから「WEB予約」より申してください。
<https://www.kyoukiren.or.jp/index.html>
・郵送の場合 協会ホームページ・電話にて受付状況を確認の上、写真を貼った受講申込書を郵送してください。
※受講申込書到着時に定員に達している場合は、受付終了となり受領出来ませんのでご了承ください。
受講票、請求書は受付後に郵送させていただきます。
(写真を貼って送付できない場合は当日必ず、写真をご持参ください。)



(当協会での証明写真撮影はしておりません。)

(注) 受講料・テキスト代は現金書留でお送り頂くか、請求書記載の振込先にお振込みください。
(振込手数料はご負担ください) ※お支払い後の受講料の返還はいたしません。

※本人確認のため①~⑦のいずれかを開講日に必ずご持参下さい。

①自動車運転免許証 ②パスポート ③各種免許証 ④住民票 ⑤健康保険証 ⑥特別永住者証明書又は在留カード
⑦公的な身分証明書(氏名、生年月日が記載されたもの)

※修了試験後、合格者に修了証をお渡しますので印鑑をご持参ください。

■申込・問合せ先 公益社団法人 京都労働基準協会
Tel075-353-3503 Fax075-353-3510
〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター4階

受講申込必要書類等 一覧表

受講資格証明の方法等について

- ①実務経験年数・従事経験年数については、所属事業場の事業主、上司等による証明が必要となります。
 ②経験年数については、申込書作成時以降も実務・従事が継続される見込みの場合、講習会の開催月まで積算した年数とすることができます。
 ③受講資格区分により添付が必要な書類が異なります。受講資格区分別の必要書類については、【必要書類】を参照して下さい。

受講資格 区分番号	受講資格(学歴・職歴、資格等)	実務経験年数 必要書類(添付が必要な証明書等)
1	石綿作業主任者技能講習を修了した者	実務経験年数不問 【必要書類】 石綿作業主任者技能講習 修了証の写し
2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数:2年以上 【必要書類】 卒業証明書又は卒業証書の写し(※1) 実務経験証明書(※2)
3	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)	卒業後の建築に関する 実務経験年数:3年以上 【必要書類】 卒業証明書又は卒業証書の写し(※1) 実務経験証明書(※2)
4	「2」に該当するものを除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数:4年以上 【必要書類】 卒業証明書又は卒業証書の写し(※1) 実務経験証明書(※2)
5	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数:7年以上 【必要書類】 卒業証明書又は卒業証書の写し(※1) 実務経験証明書(※2)
6	「2～5」に該当しない者(学歴不問)	建築に関する 実務経験年数:11年以上 【必要書類】 実務経験証明書(※2)
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)に規定する改正前の労働安全衛生法別表第18条第22号に掲げる特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者	石綿含有建材の調査に関して 実務経験年数:5年以上 【必要書類】 作業主任者技能講習修了証の写し 実務経験証明書(※2)
8	建築行政に関する者	建築行政に関する 実務経験年数:2年以上 【必要書類】 実務経験証明書(※2)
9	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る)に関する者	環境行政に関する 実務経験年数:2年以上 【必要書類】 実務経験証明書(※2)
10	産業安全専門官若しくは労働衛生専門官、産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	実務経験年数による制限はありませんが、在官したことの証明が必要です。 【必要書類】 上記を証明する書類
11	労働基準監督官として従事した経験を有する者	労働基準監督官としての 実務経験年数:2年以上 【必要書類】 実務経験証明書(※2)

※1 卒業証明書又は卒業証書の写しで、建築学に関する学科が明記されていない場合は、履修科目証明書、若しくは成績証明書を併せて添付して下さい。受講資格番号3で、専門職大学前期課程修了の場合は、修了証明書と読み替えて下さい。

※2 事業者が受講資格の実務経験又は従事経験を満たしていることを証明できる任意の書面でも結構です。受講資格確認のため証明書類の原本を確認させていただく場合があります。また、追加書類の提出をお願いする場合があります。提出していただいた書面で受講資格が確認できない場合は、受講をお断りすることがあります。